

論壇

配当還元方式の落とし穴

はじめに

相続税法第22条(評価の原則)は、相続、遺贈または贈与により取得した財産の価額は、基本的に「取得の時ににおける時価」と定めている。経済には「一物一価の法則(Law of one price)」があるが、財産評価基本通達では「取引相場のない株式」について、その株式の取得者により時価が異なるという評価方法が認められている。裁判においても、課税上弊害がない限り財産評価基本通達により評価を行う

配当還元方式の適用と基本的な考え方

財産評価基本通達では、配当還元方式を適用できる場合を次のとおり定めている。

- ① 同族株主のいる会社で同族株主以外の株主が同族株主のうち、取得後の議決権割合が5%未満の株主で、中心的な同族株主や役員でない者
② 同族株主のいない会社の株主のうち、議決権割合が15%以上のグループに属する株主でなく、議決権割合が15%未満の株主グループに属する株主
③ 同族株主のいない会社で、議決権割合が15%以上のグループに属する株主のうち、取得後の議決権割合が5%未満の株主で、中心的な同族株主や

ことは、合理性を有するものとされている。取引相場のない株式の評価については、解説書も含めてその多くが原則的評価方法に重点が置かれている。配当還元方式については、株式の例外的な評価方法として画一的に評価することにより導き出される評価額であり、さほど問題が無いようにも思われる。しかし、これには、課税上弊害がない限り」という前提条件が加わることに注意を要する。

役員でない者 平成17年12月福岡高等裁判所における所得税の控訴審判決において、財産評価基本通達に、配当還元方式による評価を定めている趣旨は、「一般的に、非上場のいわゆる同族会社においては、その株式を保有する同族株主以外の株主にとつては、当面、配当を享受するということ以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮したものと解するのが相当である。」として、従来からの基本的な流れを踏襲し、会社に対する直接の支配力において同族株主と区分し、配当期待権しか有しない同族会社における少数株主に該当するか否かという点を挙げている。したがって、画一的に適用する

前者を形式基準とするならば、後者は実質基準の考え方といえよう。配当還元方式をめぐる裁判では、株式の売買や交換、贈与や相続、相続財産の軽減を図るスキームなど所得税や法人税、相続税の課税と広範囲

1. 形式的な要件で配当還元方式の評価を否とした事例

(東京地裁平成8年12月判決、同11年2月最高裁で確定) 原告は、曾祖父の設立した会社の株式を相続によって取得し、その持株割合が7.4%となった。この会社の社長および親族の持株は過半数以上を占めている。原告は社長から5親等の親族であり、家族も含めて会社の経営には一切従事していないので、配当還元方式にて評価を行ったところ、課税庁により純資産価額による更正処分を受けた。

公平を担保する一般的基準であることも考慮すれば、原告の主張する事情があるとしても、評価通達によることを違法ならしめるものということとは困難である」として、5%基準は合理的であるとの判断を下し、配当還元方式での評価はできないとした。形式基準のみに着目した判決であり、原告の経済的利益が実質的に配当受給権のみにあるという実質基準は考慮されていない。この判決から学ぶことは、例えば会社の経営に一切従事してはいても6親等内の同族株主に該当するのであれば、当初から分割協議における株式の配分を5%未満にするような工夫することが必要である。

2. 形式的な要件を満たしたケースでも否とした事例

(平成16年東京地裁判決その他多数の判決) これは、配当還元方式により相続財産の軽減を図る節税策として考えられた方策である。

基本的なスキームは、資産家である親が、まず同族会社を設立して全額出資を行う。この際出資金のうち資本金と資本準備金の振分けは1対99というような極端な振分けが

みられる。この出資分を、配当還元方式を適用できる投資顧問会社に現物出資を行い株式を取得する。この株式は、形式上配当還元方式を満たしているため、相続・贈与に際して配当還元方式を適用するということである。多くの資産家によりこのスキームが利用された結果、課税庁により次々と更正処分を受けることになり訴訟が多発した。判決は、この株式の取得者である相続人に対しては、投資顧問会社等の斡旋により実質的な時価での転売の保証をするものであったことから、同族会

3. 形式基準、実質基準からも評価を可とした事例

(東京地裁 平成17年10月判決確定) この事件は、原告が非上場会社の株式を、同社の会長職にあった者から売買により譲り受けた。原告は、会社の発行済み株式の6.6%相当分を、配当還元価額に若干上乗せした価額で取得したところ、相続税法第7条に該当するものとしてみなし贈与の認定を受け、贈与税の決定処分を受けた結果、訴訟となったものである。

判決は、原告が取得した地位は、会社の事業経営に相当の影響を与えるものであるとして、その根拠を①会社における譲渡人の地位を裏付けていた株式のほとんどを取得して、個人株主の中で筆頭株主の地位を得たものであ



戸田昭寿 【日野】

社に対する出資には合理的根拠が見出しがたく、その目的は、配当金の取得にあるのではないとして、配当還元方式を形式的に適用することは、租税負担の公平を著しく害することになり、この行為には合理的根拠が見出しがたくその目的は租税回避にあるとして、他の裁判を含めて軒並み納税者の敗訴となっている。明らかな租税回避行為という実質的な部分に着目した判断であり、配当還元方式の形式基準のみを念頭に組んだスキームは、破たんしたのである。

4. 更正の請求期間内における遺産の再分割に基づく更正の請求の可否

(東京地裁 平成21年2月判決) この事件は、配当還元方式の評価による可否そのものではない。同族会社の株式を相続する際、配当還元方式の適用を受けられるものと誤認して遺産分割をし、相続の申告をした後、原則課税の評価に

なる事に気づき、配当還元方式の適用を受けられるように株式の分割を調整して再度遺産分割を行い更正の請求期間内に更正の請求を行ったものである。

民法95条は、「意思表示は法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」と定めており、平成元年9月14日最高裁は、離婚に際しての財産分与契約に対して、錯誤がなければ財産分与契約の意思表示をなしたことがうかがわれると判断して、動機の錯誤になるとして初の課税負担の錯誤による民法95条を適用した判決を行った。

判決は、原告が譲渡者の同族関係者ではなく、配当を享受すること以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮し、また会社に対する直接的な支配力がないものとして、配当還元方式の評価方法には合理性があるとして贈与税の決定処分を取り消し原告の勝訴となった。

おわりに

配当還元方式を考慮する場合、その趣旨は、「配当を得ることのみにその経済的効果が認められるものであり、会社に対する支配力や経営に携わるといったことは除外される。」という実質的な基準を考慮することが必要である。配当還元方式の形式的な4つの適用基準が、会社の役員または将来役員に就任する可能性があると想定された場合、更正等の処分を受ける可能性も出てくる恐れがあるが、少

なくとも現時点での状況を判定基準にすべきであり、将来の可能性をもって云々というのは如何なるものか。それにしても、原則的評価方法と、配当還元方式ではその評価額のかい離が大きすぎる傾向がある。裁判例では、その差額が20億円近くにもなるという例があったが、このままではいかかという問題を感じさせるものがある。

得た判決といえよう。しかし、この判決から伺えることは、取得時の状況により財産評価基本通達から画一的に配当還元方式で評価するのみでは受入れられ難い場合がある

ということである。会社に対する株主の直接的な支配力・影響力が重視され、課税の公平が担保されているかどうかが問われることになる。